

本庄保育所 重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

保育の提供の開始にあたり、当所が説明すべき内容は次のとおりです。

1. 事業の目的

本庄保育所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とするこどもへの保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2. 運営方針

- ・家庭との緊密な連携のもとに、こどもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護と教育を一体的に行います。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所するこどもの保護者と地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3. 施設運営主体

事業者の名称	伊根町
代表者氏名	町長 吉本 秀樹
所在地	伊根町字日出6 5 1 番地
電話番号	0772-32-0501

4. 当所の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	本庄保育所
施設の所在地	伊根町字本庄浜9 2 番地
電話番号	0772-33-0950
管理者名	所長 石野 靖
認可定員	4 5 名
利用人数 (年齢別) (4月1日現在)	2 歳児 0 名
	3 歳児 2 名
	4 歳児 3 名
	5 歳児 6 名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的 に実施します。
職員研修の実施	内部・外部研修をそれぞれ実施
認可年月日	昭和52年4月1日

5. 施設・設備等

敷地	全体	1,216㎡		
	園庭	532㎡		
建物	構造	木造 平屋建		
	延べ面積	286.3㎡		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	2室
	遊戯室	1室	幼児用トイレ	1室
	調理室	1室	事務室	1室

6. 職員体制

職種	職務の内容	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格
所長代理	所全般の管理・運営をつかさどり、所属職員を監督する。	0人	0人	1人	1人
保育士	保育指導に関すること。指導計画の作成。	5人	3人	6人	2人
調理員	給食調理に関すること。	1人	1人	1人	0人
栄養士	献立に関すること。アレルギー等に関すること。	1人	1人	0人	0人

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
所長代理	原則月・水・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
保育士	正規の勤務時間（午前8時～午後6時）のうち、7時間45分 シフト制
調理員	正規の勤務時間（午前8時～午後6時）のうち、7時間45分

7. 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	月曜日から金曜日：午前8時00分から午後6時00分 土曜日：午前8時00分から正午
休所日	日曜日、祝日・国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日）

8. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	午前8時00分から午後6時00分
保育短時間認定	保育時間	午前8時00分から午後4時00分
	延長保育時間	午後4時00分から午後6時00分

9. 提供する保育等の内容

当所は、「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育の提供等を行います。

① 養護と教育の一体的な提供

保育士等はこども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助します。

② 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場・機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所を目

指し、地域の子育て力の向上に貢献します。

- ③ 一時預かり事業
パート等の就労や病気等による緊急時、育児疲れなどのリフレッシュのために一時保育を行います。

10. 食事の提供方法等

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事を提供します。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事を提供します。

	午前間食	昼食	午後間食
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	3時00分頃
3～5歳児		11時30分頃	3時00分頃

③ アレルギー対応

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。

その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食・代替食に対応します（食物アレルギー対応マニュアルあり）。

④ 衛生管理等

大量調理施設マニュアルに準じて衛生管理を行います。

調理従事者の日々の健康管理、確認を徹底します。

保菌検査・出血性大腸菌検査を毎月1回、ノロウイルス検査（PCR法）を冬期間に実施します。

調理室の清掃・整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底します。

11. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

令和7年4月から伊根町から支給認定を受けた園児に係る保育料は無償です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

災害共済保険加入のための共済掛金を負担していただきます。

当所では以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	240円（年額）

12. 利用の開始について

当所では、支給認定を受け、伊根町の利用調整に基づき当所に入所決定された園児の保護者が、本重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

13. 利用の終了について

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用園児が小学校に就学したとき

- ② 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ 町外に転出するとき
- ④ 保護者から利用の終了の申出があったとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

14. 緊急時の対応方法

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく災害時における連絡先に記載されている緊急連絡先等に速やかに連絡します。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応します。		
避難訓練	火災・地震・風水害・不審者等を想定した避難訓練を月1回以上実施 消火訓練は年2回以上実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常警報装置	カーテンの防災処理	
避難場所	園庭		
救命講習	普通救急救命講習年1回受講		
防犯設備	非常通報装置		

16. 虐待防止のための措置

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じます。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 京都府子ども虐待対応マニュアルの運用

17. 個人情報の取扱いについて

当所では、伊根町個人情報保護法施行条例に基づき、適正な運営に努めます。
なお、必要最小限の範囲で第三者に提供することがあります。

- ① 児童等の状況に応じた適切かつ必要な支援を図ることを目的とした関係機関、国、地方公共団体その他の機関に対しての情報提供
- ② 児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合に適切かつ必要な措置を講じることを目的とした医療機関に対しての情報提供
- ③ 保育所における保育の終了に際して、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続を図ることを目的とした小学校又は教育・保育施設等に対しての情報提供